

第5回 デジタルワーキング・グループ
議事概要

1. 日時：令和3年11月30日（火）16時00分～18時00分

2. 場所：オンライン会議

3. 出席者：

（委員）	夏野剛（議長）、大槻奈那（議長代理）、菅原晶子（座長）、杉本純子（座長代理）、岩下直行、武井一浩
（専門委員）	住田智子、瀧俊雄、田中良弘、戸田文雄、村上文洋、落合孝文
（政府）	牧島大臣、小林副大臣、山田大臣政務官
（オブザーバー）	デジタル庁 国民向けサービスグループ 柳沢参事官 デジタル庁 国民向けサービスグループ 小川企画官 一般社団法人全国銀行協会 佐藤委員会室長 一般社団法人全国地方銀行協会 中川協会運営会議行室長 一般社団法人第二地方銀行協会 吉本金融情報室長
（事務局）	辻規制改革推進室次長、渡部規制改革推進室次長、山西規制改革推進室次長、大野参事官、藤山企画官
（ヒアリング出席者）	弥生株式会社：岡部担当マネジャー（マーケティング本部事業企画部調査企画課） 千葉商科大学／中村公認会計士事務所・税理士法人舞：中村教授／所長 金融庁：堀本監督局審議官 金融庁：野崎監督局総務課長 金融庁：熊崎監督局銀行第一課銀行監督調整官 経済産業省：佐々木中小企業庁経営支援部長 全国商工会連合会：起田企業支援部経営情報戦略課課長 経済産業省：岩城大臣官房審議官 金融庁：柳瀬企画市場局参事官

4. 議題：

（開会）

1. インターネットバンキングの利用促進について
（弥生株式会社、中村千葉商科大学教授、金融庁、経済産業省からのヒアリング）
2. 企業の会計業務におけるデータ流通の促進（決済データのAPI連携）について

(全国商工会連合会、弥生株式会社、中村千葉商科大学教授、経済産業省、金融庁からのヒアリング)

3. 「地方公共団体と事業者の間の手続のデジタル化」に係る取組について
(閉会)

5. 議事概要：

○大野参事官 それでは、定刻になりましたので、第5回「規制改革推進会議デジタルワーキング・グループ」を開催いたします。

本日は、牧島大臣、山田大臣政務官に御出席いただいております。小林副大臣も遅れて御出席いただきます。

また、大槻議長代理、武井委員、経済活性化ワーキング・グループから落合専門委員に御出席いただいております。

あわせて、デジタル庁から柳沢参事官、小川企画官、また、一般社団法人全国銀行協会、一般社団法人全国地方銀行協会、一般社団法人第二地方銀行協会にも御同席いただいております。

お忙しいところ、ありがとうございます。

本日はオンラインで開催しておりますので、会議中は雑音が入らないよう、画面左下のマイクアイコンでミュートにさせていただきますようお願いいたします。

また、御発言の際はミュートを解除して御発言いただき、御発言後は、再度ミュートにさせていただきますようお願いいたします。

御発言いただく際には「手を挙げる」ボタンを押していただきますと、菅原座長より順番に指名させていただきます。

なお、進行時間を厳守いたしたく存じますので、恐縮に存じますが、質問につきましては、要点を絞ってコンパクトをお願い申し上げます。

以後の議事進行につきましては、菅原座長をお願いいたします。

よろしくようお願いいたします。

○菅原座長 大野参事官、ありがとうございます。

それでは、議事に先立ち、牧島大臣から一言御挨拶をお願いいたします。

○牧島大臣 委員の皆様には、本日もお忙しい中お集まりをいただいております。誠にありがとうございます。

規制改革を前に進めるための御議論、本日はインターネットバンキングの利用促進及び企業の会計業務におけるデータ流通の促進についての御議論をお願いいたします。

書面、対面を原則としたビジネス慣行をデジタルファーストに見直しなど、企業のDXを進めて生産性の向上を図る上では、企業の決済や会計業務等をデジタル化していくことが重要だと考えています。

現在、2023年のインボイス制度の導入も見据えて、各種取組が進められておりますけれ

ども、企業の決済や会計業務等のデジタル化の基盤となるインターネットバンキングについては、約8割の銀行では、法人顧客の契約割合が30%未満にとどまっていますので、その利用拡大が喫緊の課題であると考えております。

インターネットバンキングが法人取引で利用されない理由としては、インターネットバンキングで完結できる手続が少ないことや、UI/UXに課題があること、中小企業にとってインターネットバンキングのメリットが十分に認識されていなくて、利用料が高額に感じられていることなどの声を伺っております。

そのため、今後の利用拡大に向けた取組として、まずは、法人口座のインターネットバンキングの利用状況の把握、公表による利用状況の見える化を進めていただきたいのですが、例えば、それが銀行ごとであったり、都道府県ごとであったりというふうに、より精緻な見える化、指標化などを検討いただければと思っています。

その上で、インターネットバンキング利用率の目標を設定して、PDCAサイクルを回しながら、利用促進策を講じていくことが重要だと考えています。

金融庁、中小企業庁におかれては、本日の議論を踏まえて迅速な御対応をいただけるようにお願いします。

次に、決済データの流通の促進についてです。API連携に関する努力義務を課す銀行法改正を受けて、銀行の口座情報については、安全性、利便性の高いAPIを活用した会計ソフトとの連携が進展をしています。

一方で、クレジットカード、電子マネー、二次元コード決済等については、幅広く活用され、社会インフラの一部と言い得るものになっているのですが、API連携が進んでおらず、会計ソフト等を活用した業務の効率化の進展は遅れている状況だと受け止めています。

企業の業務効率化、デジタル化のさらなる向上には、会計情報の的確な把握や、受発注から決済、納税までの一気通貫したデータ流通の実現が重要でありますので、FinTech業界においてもAPI連携に向けたさらなる取組が求められます。

こうした観点から、例えば、決済サービスを提供している大手事業者に対して、API連携に関する努力義務を課すなど、決済データの流通を促進するための方策、APIの整備に伴い生じるコスト負担については、データ流通の促進を妨げることのないよう、その在り方について迅速に検討していく必要等があると考えておりますので、経済産業省及び金融庁におかれましては、本日の議論を踏まえて迅速な御対応をいただきますよう、よろしく願いいたします。

各委員の皆様も、活発な御議論をよろしくお願いいたします。

私からは、以上です。

○菅原座長 牧島大臣、誠にありがとうございます。

続いて、山田政務官から一言御挨拶をお願いいたします。

○山田政務官 政務官の山田太郎でございます。

インターネットバンキングに関しては、相手が中小企業なのか大企業なのかによっても捉え方が随分違うと思います。また地域、地方、都市というところでも違うと思っ
て、どのような類型で、どのような課題があるかということを抑えながら議論しないと、ざっくりとした話では進むと思えないので、どのような類型の企業なのか、あるいは扱っている銀行なのかという点も含めて具体的に議論していただければと思っております。

一方で、そのような調査をすると、レピュテーションリスクがあるのではないかと
言われていますが、私は別に気にする必要はないと思っています。デジタル化を進める時代
にあって、普及率が低いのは銀行の責任ではないので、その意味では、あまりそういった
ところに関して、レピュテーションリスクを過度に気にする必要はないのではないかと
思っています。

企業の会計業務におけるデータ流通の問題については、本来決済されているのは月次や週次、日次であるのに、API連携でリアルタイムにつなぐ人がいるのかというのは、私としては、ちょっと懐疑的なところもあります。スクレイピングなどで繋がったり、ファイル転送で十分だという議論もあると思っています。そうではなくAPIで繋ぐことに関してのメリットが本当にあるのかどうかという点をきちんと確認をしないと、過度にAPI連携を促進することで、逆にコストの問題にも跳ね返ってきますので、その辺りは明らかにしておく必要があると思っています。

いずれにしても、かなり個別具体的なケースではありますので、個別具体的なケースとしてきちんと議論していただく方がよく、なんでもデジタル化が必要だという話をしても仕方ありませんので、その意味でも、ニーズに基づいて議論をしていただければ幸いです。

以上です。

○菅原座長 山田政務官、どうもありがとうございます。

それでは、議事1「インターネットバンキングの利用促進について」に移らせていただきます。

企業のDXを進めて、生産性向上を図る上で、事業者の決済をデジタル化していくことは非常に重要ですが、法人のインターネットバンキングの利用は、いまだに限定的なものとなっております。

インターネットバンキングを利用するかどうかは、企業の判断によるものですが、社会全体のデジタル化を進めるために、政府としても、この取組は非常に重要だと考えております。

まず、中小企業によるインターネットバンキングの利用促進について、弥生株式会社の岡部様より3分程度で御説明をお願いいたします。

○弥生株式会社（岡部氏） お世話になっております、弥生の岡部と申します。

それでは、早速、資料の方を共有させていただければと思います。

冒頭、こちらのインターネットバンキングなのですが、なぜ、我々はこういったことを主張するのかといったところ、触りだけちょっと説明させてください。

現在の商取引、こちらはアナログ処理が非常に多く残っています。部分的にアナログ処理が発生すると、結局データの入力し直しという手戻りが発生し、利用者にとっての業務効率化が実現できません。

今、私どもが考えているのは、できれば、こういった業務効率化を追求するために、この一貫通貫的に処理ができないかということ、今、強く考えているところでございます。

それで、こういった一貫通貫化をするためには、結局、デジタルデータとして、きちんとうまく取り扱う必要が出てくるといったところでございます。

資料上、発生源のデジタル化とか、リアルタイムの収集についても記載しているのですが、とりわけ業務効率化の観点からは一貫したデジタルデータとして取り扱うことが重要だと考えております。

後工程でちゃんと使えるような感じのデジタルデータ、すなわち、前工程からPDFとか、画像ファイルを受け取るのではなくて、後工程でも再利用できる形式のデータを受け取ることが重要ということを考えております。

その上で、今日の発言をさせていただければと思っております。

まず、インターネットバンキングにつきまして、こちらは一貫通貫化といったことであれば、まず銀行取引、最初に起こるところ、こちらを窓口とかでやってしまうと、そもそも最初の段階でデジタルデータがもらえませんので、インターネットバンキングが広く使われることが重要だと考えております。

先ほど大臣からも御説明いただきましたが、なかなか普及が進んでないといったところがあるかと思うのですが、1つコスト面といったところでは、課題感はあると思っておりますが、やはり利用者の方に、ちゃんと利点があるのだということ、こちらきちんと認知していただくことが必要だと考えています。当然、安ければいいといった議論も1つにはあるかと思うのですけれども、むしろ利用者にとっての利便性が伝わっていないという点が大きいかと思います。データが流出してしまうのではないかと、何か変に誤解されている方もいらっしゃいますので、そういった誤解を解いていく、普及を進めるにあたって、そういった活動も必要だと考えております。

また、私ども、弥生株式会社がお相手させていただいている中小零細レベルのお客様だと、意外と銀行の方もちゃんとリーチできていないところがあるのかなと思っております。

要するに、インフラはありますといっても、結局そういう人たちにとってメリットがあるのか分からないのです。そのため、銀行担当者が、なかなかリーチできないような利用者に対しても、利便性をちゃんと伝えていくといった方策が必要なのかなと考えます。

あと、UI/UXの改善、こういったことも必要かと思っておりますが、最近の不正出金問題とかもありますので、必ずこの利便性と安全性のバランス、こちらは常に比較検討しつつ進める必要があると考えております。

あと、インターネットバンキング利用状況の公表、こういったことも書かせていただいております。

私の意見としては、以上となります。ありがとうございました。

○菅原座長 ありがとうございました。

続きまして、千葉商科大学教授で公認会計士、税理士としても御活躍されています、中村様より、事前に御提出いただいた資料を基に3分程度で御説明をお願いいたします。

○千葉商科大学／中村公認会計士事務所・税理士法人舞（中村教授／所長） 千葉商科大学の中村と申します。どうぞよろしくをお願いいたします。画面の方は共有されておりますでしょうか。

ありがとうございます。

現在、会計大学院で教えておりますとともに、税理士、公認会計士として税務業務や監査業務を行っておりますので、特に実務を意識してお話しさせていただきたいと思っております。

それでは、2番目のスライドになりますけれども、こちら、インターネットバンキングにおけるメリットということになりますが、まず、③にありますように、振込が多い場合など、費用の削減効果が多いときは、私が関係している先は全てインターネットバンキングを利用しております。

また、①と②ということになりますが、最近では新型コロナの影響により、自宅などで仕事をする機会が多くあるとともに、会計ソフトなどの機能が大きく向上しまして、インターネットバンキングのデータを取り込んで会計情報の作成や、債権管理における入金の照合や消し込み作業が自動でできるという点に注目して、利用する動きがあると考えております。

次に課題というところになりますが、AからDまで挙げておりますが、ここでは、会社の設立からの流れを意識して記載しております。

例えば、若者が起業をして、できるだけ費用削減を意識して、バックオフィス業務を中心にネットで完結したいと考えたときに、まず、コワーキングスペースで法人設立ができますが、銀行の口座が開設できないことが多いという問題があります。

また、開設できましても、Bのように、インターネット専門銀行では利用できないというようなケースがございます。

Cについてですが、電子証明書がPCへのインストールが必要であることが多いため、ノートPCであれば、自宅に持っていくことができますが、デスクトップであると、結局、振込のために会社に来ざるを得ないということになりまして、最近はスマホ対応などということもあるとは聞いておりますが、支障になっていると感じております。

最後のDということですが、やはり銀行ごとに、画面の表示が異なるということで、利用している数だけ、操作方法を覚えなければならず、不満を感じていると聞いております。

そして3番目のスライドになりますけれども、インターネットバンキングを活用した業務効率化ということですが、大企業でも、中小企業でも、規模にかかわらず、便利であると感じておりまして、私が知っている限り、インターネットバンキングを利用した企業が、利用をやめて、昔に戻るというケースはございません。

ただし、全てインターネットバンキングに切り替えるかという点、やはり費用対効果を意識しておりますので、例えば、月に数件しか利用しないケースなどは、利用料の観点から紙の通帳のままということが多いと考えております。

また、経理や財務担当者が、現状の業務の方法を変えることに抵抗感を持っているのではないかと、このように感じておられて、データの取り込みなどメリットがあることを、経営者も含めて強く認識してもらう必要があると考えております。

データの取り込みは、先ほど弥生株式会社の岡部様がお話しになりましたけれども、令和5年の電子インボイスで、データの標準化が行われておりますので、この活用が自動での会計情報作成や、債権管理などにつながることを期待しております。

私からの説明は、以上となります。ありがとうございました。

○菅原座長 ありがとうございました。

続きまして、金融庁の堀本審議官、野崎課長より、あらかじめ提示した論点について、5分程度で要点を絞って御説明いただきたいと思っております。よろしくお願いたします。

○金融庁（野崎課長） 金融庁監督局で総務課長をしております、野崎と申します。よろしくお願いたします。

ワーキング事務局から4つの論点について、事前に御質問を頂いております、それに対する金融庁の回答につきましては、事前提出させていただいております。個々の論点についても、考え方の詳細につきましては、その回答を御参照いただくこととしまして、本日は、4つの論点に通じた金融庁のこれまでの取組と、今後の取組方針について、パワーポイント1枚にまとめましたので、これに基づいて説明をさせていただきます。

まず、これまでの取組ですが、昨年12月に規制改革推進室にもオブザーバーで御参加いただいております、金融業界における書面・押印・対面手続の見直しに向けた検討会におきまして、法人インターネットバンキングの利用を含む各種手続の電子化の現状把握や、課題への対応方針に関する議論を行いまして、論点整理を取りまとめております。

この法人インターネットバンキングにつきましては、規制の見直しではなくて、ビジネス慣行の是正の課題と思っております、銀行側と顧客企業側の双方に課題があって、両面から課題解決に取り組むことにより、銀行側と顧客企業にとってウィン・ウインの状況を作る必要があると考えております。

具体的に銀行の取組につきましては、ここに1から4まで書いておりますけれども、周知強化策としてインターネットバンキングについての周知であるとか、サービスの利便性向上に関する周知の強化、利便性の向上策としまして、機能・サービスの向上や、スマートデバイスの活用等、導入支援策として、金融機関による支援の拡充、取引先への案内・説明サポート、会計ソフト等と一体化したサービスの提供、経済効果改善策として、銀行手数料の見直し、手数料優遇キャンペーンなどが挙げられております。

一方で、顧客企業側である、特に中小企業におきましては、IT導入に対する心理的抵抗や、経営課題をデジタル化により解決し得ることへの認識・理解不足、デジタル化に必要

な具体的な方法の認識・理解不足等、インターネットバンキング以前にデジタル化支援の問題が挙げられております。

こうした問題を解決するために、中小企業のデジタル化支援のために措置している各施策の活用の促進、勧誘・メリットの説明強化等が挙げられております。

この検討会の論点整理を踏まえました具体的な動きとしまして、金融業界につきましては、本年7月に手形・小切手機能の全面的な電子化に向けた自主行動計画を策定いたしました。

この計画には、金融業界が、手形・小切手の代替手段としてインターネットバンキングサービスの普及促進に取り組むことが示されております。

次に、今後の取組についてですが、先ほど事務局から論点として御指摘いただいたとおり、取組状況や成果をしっかりとフォローアップして、より効果的な施策を打ち出すPDCAの徹底を図っていくことが重要であると考えております。

具体的な取組としまして、まずは深度ある実態把握が重要であると考えております。利用率につきましては、先の検討会の論点整理で、30%未満である銀行の8割というほかに、同じ検討会で、法人インターネットバンキングを中小企業が直近で8割近く利用しているというような水準を示す数字も報告されており、実態を示す数字の把握に課題があると思っております。

また、銀行の法人インターネットバンキングの金融ビジネスとしての課題や、事業者側のニーズ・課題についても、さらに踏み込んだ実態把握が必要と考えております。

さらに、先ほど説明しました論点整理で今後取り組むこととされた銀行側と顧客企業側の取組の進捗状況についても把握する必要があると考えております。

さらに、ワーキング・グループ事務局から御指摘を頂いたような好事例の横展開や課題などの情報共有といったことも重要であると思っております。

そこで、関係者との間で実態把握の結果や好事例の情報共有、課題解決に向けた対話・連携を行うための法人インターネットバンキングの普及・浸透にターゲットを絞った効果的な取組のための連携の場というのを新たに設置したいと考えております。

以上、御説明した枠組みを通じ、深度ある実態の把握、課題の特定、効果的な対策の検討、銀行側、顧客企業側双方に課題がある中での法人インターネットバンキングの普及・浸透の進捗を評価するにふさわしい指標や目標の設定についても、関係省庁等と連携して検討してまいります。

金融庁からの報告は、以上でございます。

○菅原座長 ありがとうございます。

続きまして、中小企業庁の佐々木部長より、あらかじめ提示いただいた論点について、3分程度で、要点を絞った御説明をお願いいたします。

○中小企業庁(佐々木部長) 中小企業庁の経営支援部長の佐々木でございます。本日は、貴重な機会を賜りまして、大変ありがとうございます。

時間が限られておりますので、ポイントを絞って御説明申し上げたいと思います。

お手元、資料4-2、中小企業のインターネットバンキングを含めたデジタル化の推進についての取組状況ということでございます。

資料をめくっていただいて、いろいろな施策を取組、進めてきてございます。

3ページ目、御覧になっていただければと思います。

デジタル化応援隊事業ということで、中小企業のニーズに応じて、IT専門家を紹介するという事業を進めてきております。

次の4ページ目を御覧になっていただきますと、デジタル化支援のための補助金ということで、特に真ん中のIT導入補助金ということで、これは毎年数百億円程度、IT導入補助金について計上をさせていただいておりますけれども、今回、補正予算の政府案においては、約1,000億円規模のIT導入補助金を計上しているということでございまして、国会でお認めいただければ、こういったものも最大限活用しながら、インターネットバンキングを含めた中小企業のいろいろなITツールの利活用、デジタル化、こういったものを進めていきたいと思っております。

5ページ目、では、世の中にアプリはたくさんあるのだけれども、どれを使ったらいいのか分からないよということもございまして、我々の方でチョイスした200ぐらいのアプリ、これはまだ多いということかもしれませんけれども、おすすめアプリというものの情報提供してございます。

それから1ページ飛んでいただいて、7ページ目を御覧になっていただきますと、誰に聞いたらいいのか分からないというお問い合わせも結構頂くことがございまして、経産大臣認定ということで、約1,400社について、最適な支援者ということで、情報提供をさせていただいております。

次の8ページ目を御覧になっていただきますと、ミラサポplusということで、いろいろな支援機関の情報、使える補助金の情報提供をさせていただいております、こういった中小企業の方々、結構このホームページなども御活用いただいているということでございまして、先ほど来御指摘を頂いております、ユーザーとしての中小企業のメリット、こういったところも分かりやすく、こういったツールを最大限活用しながら進めていきたい。

9ページ目を御覧になっていただきますと、受発注のデジタル化、これはもう避けられない待ったなしの状況ということでございまして、デジタル庁でも進めていただいております、契約・決済アーキテクチャ検討会にも、我々も出席をさせていただきながら、そこでの開発されるアーキテクチャ、これを、しっかり中小企業にも実装していくところを進めていきたい。

今まで御覧いただいた様々な補助金をはじめとする支援策についても、この検討会で出された成果を基本、それにのっとった形のものを支援対象にするという方向で検討を進めていきたいと思っております。

最後10ページ目ですけれども、ちょっとビジーに作り方で恐縮ですが、一番上、中小企

業者の方がいらっしゃいますけれども、手続の電子化等を通じまして、現状は、それぞれのツールごとに、中小企業のいろいろな企業情報がばらばらに、今、埋もれている状況なのですけれども、これも我々の方でビッグデータプラットフォーム化しまして、APIを切って、いろいろな方に御活用いただく、そういう中小企業政策DX、こういったものも合わせて進めていきたいということでございます。

ワードの4-1の資料を御覧いただければと思います。

繰り返しを省きながらということで、回答1のところ御覧になっていただきますと、パワーポイントの方で御覧いただきましたとおり、応援隊から始まり、IT導入補助金とバンキングの普及、利用促進にも努めていきたいということでございます。

それから、最後、回答2と3のところ御覧いただきまして、先ほども少し言及しましたけれども、金融庁ともしっかり連携、御指導いただきながら、さらには、デジタル庁、規制改革推進会議委員、皆様方の御指導いただきながら、政府全体としては、インターネットバンキングの利用促進、これを中小企業への取組を進めてまいりたいと思います。

以上でございます。ありがとうございます。

○菅原座長 ありがとうございます。

それでは、ただいまの御説明につきまして、御意見、御質問がある方、お願いいたします。

それでは、岩下委員、村上専門委員、お願いします。

○岩下委員 岩下でございます。

御説明どうもありがとうございました。最初の弥生株式会社さんのお話などをお聞きしておりますと、2023年、あと2年足らずで、インボイスの義務化が開始される中で、中小企業を含めた様々な企業は、なかなかインターネットを含めた形での電子決済に移行できていないということについて、大変な危機感を、皆様感じていらっしゃると思います。

方々、金融庁さんや、あるいは経産省さんのお話をお聞きすると、金融機関の問題もちろんあるのだと思うのですが、それ以上に、やはり金融機関のお客様である中小企業側の問題が非常に深刻で、彼らが、みんな一斉に、インターネットバンキングをそれなりに信用して、それが便利で、安くて、かつ、様々なデータと連携ができて、これからの時代にとって必要だということを、どうやって共感していただいて、それをみんなで使うようになっていただくかということが非常に大きな問題だと思います。

この間、例えば先ほどの経産省さんの資料を拝見しますと、ZEDIの普及率1%、EDIの普及率2%などというのが9ページに書いてありますけれども、多分、これは1%、2%の水準では、相手方がそれを利用していることは期待できませんので、結局こういう相手のあるものは、普及率が相当上がらないと、実際の力というのは発揮できないわけですね。逆に半分以上使うようになったら、それが使わないと逆に不便になるということで、一気に普及が進むという傾向があります。

そういう意味では、皆様に、何とか使ってくださいというだけではなくて、知恵を出し

て、どうやったら、とりわけ金融機関が、提供するサービスが中小企業にとって使いやすいものなのかという改良をしてもらわなければいけないわけですが、その実態は金融機関側も分からない。

したがって、是非、金融庁さん、中小企業庁さんをお願いしたいのは、インターネットバンキングの実態をもうちょっと明らかにしていただけませんか。今、何パーセント、誰が使っているということは本当に分からないのですよ。多分、メガバンクで半分ぐらい、地銀で1割ぐらい、信金で1%ぐらいというのが、普通に出てくる数字からは何となく分かるのですけれども、それも個人と法人で分けたり、法人を規模別に分けたりして、実態を解明しないことには、どこにスポットを当てて政策を講じていったらいいのか分からなくなりますので、是非それをお願いしたいのですが、ただ、これは2年後にインボイスが始まってしまいますので、あまり悠長なことをやってられないのです。ですので、大至急調べていただいて、その次の手を何とか迅速に打てるように、そういう体制を築いていただきたいと思います。

私からは、以上です。

○菅原座長 ありがとうございます。

それでは、村上専門委員、お願いします。

○村上専門委員 村上です。御説明ありがとうございます。

私からは、金融庁と中小企業庁に質問します。今の岩下委員のお話や、先ほどの岡部さんの御説明にもありましたように、企業のデジタル化の1つのポイントになるのが、2年後の電子インボイスの導入だと思います。

そこに向けて、それぞれ様々な検討をされていると説明がありましたが、その効果が、今、見えていないので、目標値を設定するべきではないかと思えます。2年後の電子インボイス導入時点で、例えばインターネットバンキングの利用率について、地域別、企業規模別に目標値を立てて、そこに向けて、金融庁、中小企業庁をはじめ、デジタル庁など関係府省が一丸となって取り組む。そのための目標値の設定と、そこに向けた計画策定が必要だと思いますが、金融庁、中小企業庁、そしてもし可能ならデジタル庁にも、お考えを聞かせていただければと思います。

以上です。

○菅原座長 ありがとうございます。

それでは、岩下委員からの質問には金融庁から、村上専門委員の質問には金融庁と中小企業庁から、またデジタル庁からもコメントを頂きたいと思えます。お願いいたします。

○金融庁（堀本審議官） 金融庁の審議官の堀本です。

金融庁に対しては、2点御質問が、岩下委員、村上専門委員から、両方頂きました。

まず、岩下委員の方の御質問ですけれども、まさしく、そういう点では、残念ながら金融庁も、昨年冬の示したいろんな施策について、それが一体どういうエリアで、あるいはどういう企業のどういうニーズに実際に効いているのかということについて、まだ、現

時点で実態把握が十分できていないというのがございます。

今、至急、これを単なる一般的な数字ではなくて、それぞれの規模別とか、そういったものも含めて、きちんと実態把握を進めようとしているところでありまして、これができてきますと、既に講じた施策、あるいは今後考える施策、具体的にどのように効いてくるのかということが分かりますので、それは至急、実態を調べていきたいと。

その上で、至急、さらに追加的な対策が必要かどうかを考えていきたいと思っております。

それから、目標値についてなのですが、これは、既に御説明したことの繰り返しになるのですけれども、やはりどういう目標値を示すかということが非常に重要な論点でございますが、結局、顧客側、それから銀行側、双方のメリットを持つような取引にしていかないと、継続しないということを意味しますので、そういう点では、目標値を決めるについて、どういう実態があるのか、規模が非常に小さい現金商売の中小企業さんと、それからある程度の規模を持っている中堅企業と、恐らく全然ニーズも実態も、あるいは金融機関の観点からも違うと考えられますので、そういうことをもう一步踏み込んで、細かく調べていって、その上で目標を検討するというにしていっていききたいと思っております。

○菅原座長 それでは、中小企業庁の佐々木部長、お願いいたします。

○中小企業庁（佐々木部長） ありがとうございます。

電子インボイスの導入に向けた目標値ということで御指摘を頂きました。関連する目標ということで、今、庁内で議論しておりますのが、2023年を目途に、これは、直接インボイスということではございませんが、関係するものということで申し上げますと、電子受発注システムの導入率を、約5割を目指すと。繰り返しますが、2023年を目途に、電子受発注システム導入の割合を約5割にするということで検討しておりまして、他方で、これにより踏み込んで、分母分子なのだということところは、実はまだあまり詳細設計はできていないのですけれども、この方向感だけは既に、官邸の関係するワーキングで議論をさせていただいているところがございます。これは当然、電子受発注システムの議論をすると、先ほど我々のパワーポイントの9ページにもございましたけれども、当然インボイスをこの中にどう組み込んでいくのかということところは、当然検討しなければいけないということでございます。しっかり、令和5年度の、このインボイス導入に向けた取組にしっかり我々も汗をかいていかなければいけないと考えております。

○菅原座長 ありがとうございます。

それでは、デジタル庁の柳沢参事官、お願いします。

○デジタル庁（柳沢参事官） デジタル庁参事官の柳沢です。よろしくお願いいたします。

目標という観点で申しますと、我々IPAの方に検討依頼をしております、契約・決済アーキテクチャ検討会、こちらの方では、具体的な年限というのは区切っておりませんが、将来的な絵姿として、電子的な取引、電子的な決済というものが将来的な取引の大半を占めるように、どういったアーキテクチャを描くのかという観点からの御検討いただいている

ところでございます。

中小企業庁さんの様々な取組であるとか、金融庁さんの取組であるとか様々なところとちょっと連携させていただきながら、どういった道筋を描いて、どういったデータ連携というのが可能かというのは、今後、具体的な検討をさらに進めてまいりたいと思っておりますので、引き続きよろしく願いいたします。

○菅原座長 ありがとうございます。

それでは、引き続き、瀧専門委員、夏野議長、それから、戸田専門委員まで、3人の方に、御発言をお願いします。

○瀧専門委員 私からは、主に金融庁へのコメント及び質問で、お答えできるポイントがあれば是非というところがございます、3つございます。

1つ目は調査のメソッドです。分母をどうするかというのは非常に悩ましいポイントですが、本当に難しいということになれば、以前、岩下委員が日銀時代に、たしかスタートされていたと思うのですが、郵送で企業の側、供給側ではなくて需要の側に聞いていくという調査方法もあるかと思っています。ただ、先ほどから出ている議論の解像度をもう二歩ぐらい本当は上げたいという要望がございまして、やはり単純にインターネットバンキングと言っても、今、残高が幾らあるかだけが分かるようなサービスもインターネットバンキングになってしまうのです。片や給料振込とか総合振込もインターネットバンキングでできたりしますので、機能のレイヤーごとに何が可能かという論点もあります。また、ネット系銀行と、例えばメガバンクで違うものとしては、税公金の収納がオンライン上で可能なかというのもございますし、地銀さんのケースで、先ほど中村教授のプレゼンにもございましたけれども、電子証明書をWindowsマシンにインストールしないと使えないというインターネットバンキングもかなりあるのです。

これらが、それぞれ変数になっていきますので、使い勝手がかなり違うという状況です。単純にインターネットバンキングについて○×というよりも、もう少し調査項目が増えてくる内容を入れたいと思っていますし、今、新しい会社を作る人が、Macのマシンで、その場でしか振り込みたくないみたいな人たちが、簡単に振り込めるかみたいなところを調査の中では、是非加味いただければというのが、1点目でございます。

2点目は、非常に議論が難しいものですが、費用の話です。インターネットバンキングを企業に何で入れないのですかって当社もよく調査するのですが、結局、お金であると。記帳しに行けば無料で手に入る情報に、2,000円、3,000円は払えないというのが、通常の中小企業さんの感覚でもありますし、銀行さんによっては、やはりアップセルの商材として見ているケースもあったりはするのです。この位置づけと、デジタルファーストの位置づけというのは真逆ですねとは常々思っています。

2019年の米国FRBの調査では、大体57%の銀行がビジネスバンキングは無課金形態だったりするので、是非海外で、どうなっているのかも見ていただければと思います。全行の価格の調査となると複雑になってしまうと思うのですが、現状、例えば、2

年後にZEDIでインボイス情報に乗っけて送りたいという場合に、月額7,500円ぐらいかかってしまう銀行さんがあるのですね。その辺りも踏まえた御調査をお願いできればというのが2点目です。

3点目は、地域金融機関さんは、御存じのとおり、共同システムで賄っていることが多いのですが、その裏側でデータにアクセスするために、SIerさんに10円とかを払っているケースとかもあるのですね。ですので、銀行さんからすると、できるだけアクセスしないでほしいという構成になっていることも結構あると思っています。

もちろん固定費との兼ね合いの経営判断ではあるのですが、やはりデジタルファーストなときに、裏側で使いづらくさせる誘因が働いているものについては、私たちも何か変わっていけないかなと常々思っているところがございますので、考察の過程で、そういうところにも触れていただければと思っております。

当職からは、以上でございます。

○菅原座長 ありがとうございます。

夏野議長、お願いします。

○夏野議長 今、瀧専門委員が言われたことと全く同じ質問の内容なのですが、インターネットバンキングで個人は基本的に無料なのに、法人の方は月額を必須にしている銀行があって、それ自身は、その分、振込手数料を安くしたりしているのはいいのですが、無料という選択肢も、ネット銀行などでは用意されているので、是非その辺は調査をしていただいた上で、できれば、個人には無料というオプションがあるのであれば、法人にも無料というオプションをきちんと作ってくれという指導とまでは言わないのですが、要請を各金融機関にしていただければなと思いました。

以上です。

○菅原座長 ありがとうございます。

それでは、戸田専門委員、お願いします。

○戸田専門委員 ありがとうございます。

基本的に、中小企業は、銀行の担当者の方との関係を重視しますので、オンライン可能であっても、売掛・買掛で取引する傾向があると思います。そのため、冒頭、金融庁さんから御説明のあった、銀行側からのインターネットバンキングの促進に向けた取組が非常に重要であると思います。

それに積極的に取組んでおられる銀行がある一方で、まだ訪問集金を主体に活動されている金融機関も多くあると思いますので、そうした金融機関に対する助言等を金融庁さんから行っていただくと良いと思います。

その際、商取引活動の最後に来る決済だけをデジタル化するというのは、中小企業の方にとってモチベーションがわきにくいと思いますので、受発注、物流を含めてトータルに中小企業庁さんと一緒になった取組を進めていただければと思います。

最後に1点、お願いなのですが、システムベンダーの立場から見ると、銀行APIに

ついて、各銀行、信金、その他金融機関のそれぞれに微妙な差異がございまして、それぞれに対応するコストがかかっております。こうしたところも詳細にわたって標準化を進めていただけるとコストが下がってゆくと思います。

以上でございます。

○菅原座長 ありがとうございます。

それでは、金融庁から、まとめて御回答を頂けますでしょうか。

○金融庁（堀本審議官） 堀本です。

御要望、コメントを頂きましたので、これから、先ほど御説明いたしましたように、我々の方でも検討してまいりますので、その辺りを考慮していただくということに尽きますけれども、1、2点付言をいたしますと、瀧専門委員の方からおっしゃられました、企業側からの調査というのを、これは、中小企業庁さんと連携しながら、どういう形でやるか、それも選択肢の中の1つとして検討していきたいと思います。

それで、サービスといっても、いろんなサービスがあるとおっしゃっていたかと存じますが、確かに重要なポイントでして、単に一律に指標というだけの話ではなくて、実際に、先ほど来申し上げてまいりますとおり、我々、促進をするために調査をするわけなので、どういうタイプのインターネットバンキングのサービスかということによって、それがお客のニーズに合っているのかどうかというのが分かってきますので、そういう意味で、先ほど来、顧客ニーズの調査、そういう観点からも重要なのではないかと思います。

それから、共同システムの話は、これは、インターネットバンキングだけに限らず、結構大きな話でございまして、ある意味では、地域銀行のシステムの在り方そのものだと思いますけれども、問題意識は、我々自身も持っておりますので、この話とは、もしかしたら別なのかもしれませんけれども、関心をしっかり持っていきたいと思っています。

それから、夏野議長の方の無料という選択肢もということでもございました。もちろん、そういう銀行が出てくること自体は歓迎なのですが、監督当局が、特定のプライシングに絡んでいくのは難しいので、そこは優良事例の共有であったりといったような形の中で、どのように促していくかということを考えていければと思います。

私の方からは、以上です。いずれにしろ、頂いたコメントについては、検討していきたいと思います。

○菅原座長 戸田専門委員からの質問への回答を金融庁、お願いします。

○金融庁（熊崎調整官） 銀行一課の熊崎です。

戸田専門委員から、それぞれの業態によるシステムの標準化についてお話があったかと思えます。

これについて、どこまで標準化できるかというのは、それぞれの業態の業務とか、規模とか、特性にも依存するところもあるので、「前にならえ」のような、1つに統一する方法は現実的には非常に難しいのではないかと思いますけれども、今後も実態の把握を進めていきたいと思っております。

○菅原座長 ありがとうございます。

予定の時間が近づいてきております。大槻議長代理、落合専門委員、杉本座長代理、大変恐縮ですが、簡潔に御発言をお願いします。

大槻議長代理、お願いします。

○大槻議長代理 ありがとうございます。

1つ目は、調査についてなのですが、企業側に聞くということを中小企業庁さんと連携してやられるのであれば、是非顧客の満足の状況ですとか、どこが不満に思っているのかですとか、そういったデータも是非お願いしたいと思います。最終的にはそこが重要なポイントだと思っております。

もう一つは、料金というのが先ほど来出てきましたけれども、やはり中小零細企業さん、特に零細企業にとっては、ちょっと計算してみると、1つの事例として、月々2,200円とかですと、平均の零細企業、1000万円以下の資本のところの企業だと、預金に対して20ペーシズずつぐらいとかかかってしまうと思います。

それはやはり、相当メリットをしっかりと伝えない限り、銀行さんも効率化でメリットを受けているはずなのに、なぜこれだけかかるのかということになってしまいますので、しっかりメリットがあるのであれば、それについて比較検討とか、このままだとこれだけかかりますよ、そうではなくて、インターネットバンキングに申し込むと、こうですよということを、比較対照するような形で、銀行の方々に御説明いただくような、そういったことが望まれるのではないかと思います。

現実的には、私、ほとんどインインターネットバンキングの法人向けの説明書に、これだけお得ですというような説明資料で見たことがないので、そこら辺ができるのであればいいと思います。

そして最後に、目標値ということがほかの委員の皆様から出ていまして、インターネットバンキング化の非常に重要なポイントだと思います。

一方で、どうしても法人だと銀行さんの方が地位がというか、強い立場にあることも多いと思いますので、ネットバンキングを利用することについての優越的地位の濫用的なことにならないような方策も併せて進めていただければと思います。

以上です。

○菅原座長 ありがとうございます。

それでは、落合専門委員、お願いします。

○落合専門委員 御説明どうもありがとうございました。私の方からも何点か伺わせていただきます。

1つが、今日は主に法人についての議論がなされている部分がありますけれども、個人についてもインターネットバンキングの推進ということは、重要な取引の基礎になるところだと思いますので、後半でも銀行APIの話などもあると思いますけれども、ネットバンクからAPI等も出されているということで、ネットバンクに進んでいただけるようになるこ

とは非常に重要だと思しますので、個人の点についても、別途、御検討いただければと、これがまず1つ目です。

2つ目ですけれど、先ほど大槻議長代理の方からお話があった満足度というところですが、やはり使いやすい形になっているかどうかというのが非常に重要だとは思っておりまして、インターネットバンキングのユーザーインターフェース、ユーザーエクスペリエンスもなかなか硬い部分があるという、こういう話が出ることもあると思っております。

ですので、そういった側面での改善も促すような形で、例えばガイダンスであったりとか、先ほど、コストの点についても、例えば優良事例で、無償ですとか定額で提供しているようなものを御紹介いただくというときに、そういったユーザーインターフェース、ユーザーエクスペリエンスのところも、例えば、地銀さんでもネット銀行の方に出てこられているような銀行さんとかもありますので、そういったところの事例などを参考にして、公表して普及啓発を図っていただきたいなと思っております。

最後に、コストの点についてですけれども、本体の部分も重要だと思し、最終的にペポルの対応をしていって、全体的に取引を合理化していくという中では、EDIの部分も含めて基本機能として、しっかり整備して使ってもらえるようにすると、ここまでセットにしてうまく使えるようにしようというのが決済・契約アーキテクチャの検討会の方でも言われておりますし、そこまでいくと、中小企業としても、本当に生産性向上というか、そこが体感できるようになると思しますので、コストの点もEDIについて別に費用がかかったりするというところもあって、もちろんたくさん使っていただく方から取っていただくというのはあるかとは思いますが、基本の安いコースみたいなものもあった方が、参入していただける方は増えると思し、そうなってくると岩下委員が言われていたようなネットワーク効果が働きやすくなるという部分が出てくると思しますので、是非そういった視点も含めながら、最終的には様々KPIの設定というの、是非お願いできればと思っております。

以上でございます

○菅原座長 ありがとうございます。

それでは、杉本座長代理、その後に小林副大臣、御発言をお願いします。

では、杉本座長代理、お願いします。

○杉本座長代理 ありがとうございます。

私からは2点述べさせていただきたいと思し。

1つは、意見のようなものなのですが、今後、利用状況等の調査と定期的な公表について検討していただくということですが、利用状況の公表の仕方として、現状で利用している法人等が3割未満であるというようなことがデータとして出ていたかと思しますが、今はこれだけしか利用がなされていないというような形で公表してしまうと、多くの企業で、まだこれぐらいしか利用していないのだったら、自分はまだまだ導入しな

くても、ほかもやっていないのだし、いいのではないかと思ってしまうような公表はよろしくないのではないかと思っております。今後普及のための目標設定をなさるということでしたけれども、いつまでにはこれぐらいの普及がなされていないといけないというような目標と合わせて、しかし現状はこれぐらいしかまだ導入がなされていません、いついつまでには、この数値まで達成しないとイケないのですよというような形で公表をしていく方が、企業の背中を押すといいですか、切羽詰まった感じに持っていくような形で利用状況を公表していく方が効果があるように思いますので、公表の仕方というところにも工夫が必要なのではないかなと個人的に思った次第ですので、1つ意見として述べさせていただきます。

もう一点は、中小企業等でインターネットバンキングの利用を検討するというときに、少し懸念として思っていることなのではないかなと思うのが、インターネットバンキングを利用するときの利用者の管理ですとか、利用者の権限の問題ですとか、アクセス権限を誰がどういうふうにつ持つか、制度をきちんと調べれば、管理者や承認者を設定できて利用権限が分けられるようになっており、セキュリティ面でもきちんと権限が分けられて、安全なシステムなのだという事は分かるわけですけども、そういった利用者の権限ですとか、セキュリティ面に関して不安に思われるような企業もあるのではないかなと思いますので、そういったところをきちんと安心感を与えられるようなPRの方法、普及策というものを考える必要があるのではないかなと思っております、その辺りのところを御検討いただければと思います。

以上です。

○菅原座長 ありがとうございます。

それでは、小林副大臣、お願いします。

○小林副大臣 すみません、時間がないときに、1点です。

調査を公表するときに、杉本座長代理の観点と同じなのですけれども、ナッジが効くようにしてほしいと思っています。そのため、都道府県ごとの利用率のようなものを出してもらえないかと思っています。

知事から、DXは何をやったらいいですかという質問をデジタル大臣も私も受けることがあります。そのため、是非、県内のインターネットバンキングの利用率を上げましようと言えば、みんな競争し始めるのではないかと思います。県の商工部局は、結構充実をしているところもあるため、勉強会を開いていただいたり、いろいろインセンティブは働くとしますので、是非そこはお願いできないでしょうか。お願いと質問です。

○菅原座長 ありがとうございます。

それでは、4名の方の質問について、金融庁よりまとめてお答えいただいて、その後、中小企業庁から落合専門委員の質問にお答えください。その後、全国銀行協会からコメントを頂きます。

では、金融庁さん、お願いいたします。

○金融庁（堀本審議官） 堀本ですけれども、まず、顧客満足度についても、是非調査をしてくれということでした。

実は、既に昨年の冬に、先ほど申し上げた検討をしたときに、簡単ながら中小企業庁さんとも連携して、逆にお客様の不満とかニーズというのをサンプルでヒアリングをしております。

御指摘の通り、顧客満足度というのをきちんと把握しないと、ニーズが分かりませんから、結局は、そういう点では、有効な手が打てないということになりますので、これは非常に重要なポイントだと、昨年からもそういう点は重要だと思っています。

その中で、例えば、お話のあったユーザーインターフェースについてのことであったり、あるいは料金についての御相談もありましたし、あと、セキュリティ、アクセスの権限の話もありましたけれども、この点について不安を感じているという方々もあったので、そういう点を金融機関として料金等についても説明の充実であったり、あるいはセキュリティについてはサポートであったり、そういったことをしていかなければいかぬと、これは、ある意味では課題が抽出されておりますので、今回もそういう点は検討の上で重要だと考えております。

それから、個人の点についても重要だということでもあります。もともと昨年から始まったのは、個人、法人に関係なくやっていますので、そちらの検討会、12月の検討会、これは個人、法人両方でやっていますので、今回、我々が対話の場として設けるとしているのは、その中でのことですので、引き続き、この検討会で進めていきたいと考えております。

それから、小林副大臣の話でございます。都道府県ごとの利用率ということでございますが、利用率の公表となると、重要なのは、地方公共団体との連携をいかに取れるかということ、それとセットだと考えますので、そういう点もできるかという点も含めて、調査・検討については進めたいと考えます。

○菅原座長 杉本座長代理からの利用状況の公表の仕方、アクセス権限、優越的地位の件についてお答えをお願いします。

○金融庁（堀本審議官） 公表の仕方については、御指摘の点を踏まえて、目標と実態の方の両方の検討が必要だと思いますので、そのような形で検討していきたいと思います。

アクセス権限については、もう既に、先ほど申し上げましたとおり、金融機関のサポート機能といいますか、サポートサービスというのが非常に重要だということは、昨年から論点としてありますので、アクセス権限の点なども含めて、どのようにお客様にサポートできるかということを中心に進めていける方法を考えたいと思います。

それから、優越的地位の話がございました。これは、当然のこととして、しっかりと、これはある意味では、金融監督の一丁目一番地でありますので、こういうことについての優越的地位の濫用というのはあってはならないと思いますので、その点でもしっかりとやっていきたいと思います。

○金融庁（野崎課長） 落合専門委員から御指摘のありました、コストが高い点に関して、

EDIも含めた総合的なサービスみたいなものと併せてというお話でございますけれども、御指摘の点も含めまして、EDIの検討とも連携しながら、我々の方でも検討を行っていきたいと思います。

以上でございます。

○菅原座長 ありがとうございます。

中小企業庁の佐々木部長、お願いします。

○中小企業庁（佐々木部長） ありがとうございます。

落合専門委員から御指摘いただきましたとおり、もちろんインターネットバンキングの使い勝手、メリット、こういったところもしっかり我々中小企業庁としても、産業界の実態を現場の方にしっかりお伝えをしていくということと併せて、EDIとセットで、やはり政府全体デジタル庁の方で、契約・決済アーキテクチャ、トータルピクチャーをしっかりと御議論いただけるということでございますし、産業界の実態も、もちろんインターネットバンキングに魅力を感じて始めていただく部分もございますし、そこをもう一步踏み込んで、先ほどインボイスの議論もございましたけれども、いろいろな取引行為をデジタル化していくというトータルで見たときのメリットの方が、むしろ、大きなメリット、生産性向上という観点から、メリットを感じていただける部分もあるのではないのかなと思っておりますので、両方、各論と総論をにらみながら、しっかり取組を進めてまいりたいと思います。ありがとうございます。

○菅原座長 ありがとうございます。次に全国銀行協会からコメントをお願いします。

○全国銀行協会（佐藤室長） 全国銀行協会の佐藤でございます。

1点だけ、実態調査、実態把握の在り方と、あと、企業規模別に果たしてどう考えるかという点についてコメントさせていただければと思います。

一定件数の御利用がある中小企業者の方に関しては、やはり利便性の高いインターネットバンキングのサービスを安価に提供するという事は、これは銀行側もある意味、競争領域かとも思いますので、選ばれるべく銀行側が努力を続けるのは当然のことだろうと思います。それは、我々全銀協としても、会員各行にもその観点というのは共有したいと思います。

他方で、中小企業者側の状況については、きちんと実態を把握すべきかとも感じました。

例えば、週に一度ぐらいしかインターネットバンキングを使わないよというような規模の事業者さんであったり、あと利用実態の調査の中でよくコメントがあるのが、例えばお役所の手続きですとか、ほかの様々のお手続きで、どうせ町に出てやる用事があるので、そのときについでに銀行に行くと、です、ので、何の追加の負担も発生していない、追加のコストは発生していない、そのついでの中で、銀行取引というのは完結してしまうのだという、そういう企業の方がいらっしゃったとすると、果たしてその方々のインターネットバンキングの利用のインセンティブの調査というのが、インターネットバンキングのコストだけで語って実態が本当に把握できるのかというところはあろうかと思えます。

ある意味、社会全体のデジタル化が進む中で、インターネットバンキングはその1つということもあろうかと思っておりますので、どういったところで調査対象を線引きするのかというのは、難しい問題だと思っておりますけれども、中小企業者全体を分母として見て、その利用率をKPIみたいな形ではかるのが、果たして実態が正しいのか、今後正しい方向に導くのかというのは、1つ考えないといけない観点かなと感じましたので、コメントをさせていただきました。ありがとうございます。

○菅原座長 ありがとうございます。

お時間がまいりましたので、ここまでとさせていただきたいと思っております。金融庁、中小企業庁の皆様におきましては、本日の意見を踏まえてインターネットバンキングの利用促進に向けて必要な取組を進めていただきたいと思います。

特に金融庁におかれましては、スピード感を持って実態把握をしていただくと同時に、実態把握については様々な調査メソッドがございますので、よく検討し進めていただきたいと思います。また、実態を踏まえた実効性のある目標値、KPIをお願いします。

また、中小企業庁におかれましては、中小企業のインターネットバンキング導入が促進するよう、より一層政策を考えていただきたいと思います。また、先ほどの電子受注システムが5割ということですが、これについてさらに詳細を詰めていただくとのことですので、お願いいたします。

また、規制改革推進会議の事務局においても、引き続きフォローアップしていただきたいと思います。本日、十分に議論ができなかった部分に関しましては、後日、事務局を通じて金融庁、中小企業庁に書面で照会させていただきますので、委員、専門委員の皆様については、追加質問等を事務局の方までお寄せください。

それでは、金融庁、中小企業庁、全国銀行協会、それから、全国地方銀行協会、第二地銀協会の皆様におかれましては、本日はお忙しい中、ありがとうございました。

「退室する」のボタンより御退出ください。

○林副大臣 中企庁、佐々木部長、ありがとうございます。ペポルの件、よろしく願いますね。

○中小企業庁（佐々木部長） かしこまりました。しっかりやります。ありがとうございます。

（金融庁、中小企業庁、全銀協等 退室）

○菅原座長 それでは、次に、議事2「企業の会計業務におけるデータ流通の促進について」に移ります。

なお、この議題については、瀧専門委員におかれましては、規制改革推進会議運営規則に基づき、本件について、調査審議の公正性に疑いを生じさせるおそれがある旨の申し出が御本人からありましたので、本件の審議には参加されません。

また、岩下委員は電子決済等代行業者協会の監事を、落合専門委員は電子決済等代行業者協会の理事及びFintech協会の常務理事を、それぞれ兼任されていますが、本日はあ

くまでも規制改革推進会議の委員、専門委員として御参加いただきますので、皆様、御了解のほどよろしく申し上げます。

それでは、議事に移ります。本テーマは、インターネットバンキングと同様に、企業のDXを進めて生産性の向上を図る上で、会計業務をデジタル化していくことが大変重要になってきております。

そこで、API連携に関する努力義務を銀行に課す銀行法の改正を受けて、銀行のAPI開放が進展し、中小企業の会計業務等の効率化に資する会計ソフトの更なる利便性向上について議論したいと思っております。

一方、クレジットカード、電子マネー、QRコード決済などについては、API開放の努力義務はなく、会計ソフトとのAPI連携は進んでおりません。

データポータビリティの考え方も踏まえつつ、現に社会インフラとして機能している大手事業者のクレジットカード、電子マネー、QRコード決済等について、API開放に向けた検討を行うことは非常に有益だという問題認識を持っています。

そこで、まず、地域の中小企業・小規模事業者の会計業務を中心としたデジタル化支援について、全国商工会連合会より、事前に御提出いただいた資料を基に御説明を頂きたいと思っております。

それでは、大変恐縮ですが、5分程度で、御説明をお願いします。

○全国商工会連合会（起田課長） 全国商工会連合会の起田です。本日は貴重な時間を頂き、ありがとうございます。

私どもの商工会組織は、全国約79万の様々な業種、規模の中小・小規模事業者を会員とする団体でございまして、会員のおよそ9割が小規模事業者となっております。

法律に基づき、全国に設置されている1,648の商工会と47都道府県の連合会が地域の事業者の経営支援を行っています。

中小企業における会計ソフト利用の有用性というテーマについて、資料5に沿って意見を述べさせていただきます。

資料の1ページ目の青い部分ですけれども、商工会では地域の個々の会員事業者に対して、様々な形で経営支援を行っています。その重要な支援業務の1つに、地域の小規模事業者を主な対象として、会計、決算、申告業務を支援・指導する記帳継続指導事業というものがあり、基礎的かつ重要な支援事業と位置づけ、会計システムを活用しながら、年間約16万の事業者に実施しています。

小規模事業者は、どうしても経営資源が限られ、日々細かく帳簿の管理ができなかったり、タイムリーな分析を御自身で行うことが難しいケースが多いため、この会計業務の支援だけでも大きな効果があります。

一例として、営業販路開拓など、売上向上のための業務に集中できるようになった。経営の見える化につながった。事業主、後継者との間で、経営状況を共有し、事業承継につながったというように、経営力の向上に寄与しています。

そして、資料下段部分ですけれども、最近では、会計システムに加えて、レジ、決済、請求等、あらゆる業務データが電子化され、さらにそれを連携させる環境が提供され始めています。

それにより、例えば、日々のレジの売上が自動で仕分けされ会計データになったり、請求、入金、振り込みなどの銀行データが会計データと自動で連携することで、バックオフィス業務にかかる時間をより大きく削減したり、経営状況をリアルタイムで把握し、経営状況の分析や経営計画の策定に役立てられるようになることを期待しています。

ただ、そのためには、現状では一定のハードルもあると認識しています。具体的には、会計システムごとの違いにより、この会計システムでデータ取得できるのは、このレジサービスと、あのキャッシュレスサービスというように、事業者さんごとにパズルのようにサービスを選んで組み合わせる必要があったり、さらにそれでも、一部のペイサービスのデータが連携できないために、結局はあまり効率化、自動化にならないケースがあります。

より細かい点になりますが、データを連携させる方法も、アカウント設定方式やAPI設定方式など分かれていたり、連携データの取得期間もサービスによって異なったりといった点もあり、特に様々な業種の事業者を支援する支援機関としても、各社サービスの仕様差を把握して対応するのは困難な状況です。

こういった点から、現状では、バックオフィス業務の一気通貫での自動化、効率化については、現在の各社サービスの状況では、事業者の環境がよほど適していて、一定のリテラシーのある場合でないと難しいと考えています。

そのため、要望としては、小規模事業者がデジタル化による業務の効率化の恩恵を受けられるようになるためにも、今後、各社サービス間のデータ連携面や操作性などの利用環境がさらに改善され、活用のハードルを下げてくださいをお願い申し上げたいと思います。

このほかにも、地域の、特に経営支援が限られている小規模事業者のデジタル活用については、資料2枚目に記載のような、ヒト、モノ、カネの課題もさらにあると考えていますが、私どもの組織でも引き続き、事業者の皆様に寄り添った形での支援を行い、小規模事業者もデジタル化の恩恵が受けられる環境づくりを進めていきたいと考えております。

意見としては、以上になります。

○菅原座長 ありがとうございます。

続きまして、API連携による企業の会計業務の効率化につきまして、弥生株式会社の岡部様より、事前に御提出いただきました資料に基づいて御説明を頂戴します。3分程度で御説明いただければと思います。よろしく申し上げます。

○弥生株式会社（岡部氏） よろしくお願ひいたします。

資料につきましては、先ほどと引き続き、資料1の方で御説明をさせていただきます。

先ほど御説明のとおり、こうやって一気通貫化していきたいといったことを考えておるところでして、それぞれの取引には、会計上の仕訳というものが当然貼り付いておりまし

て、そちらは会計システムの方に自動的に連携できると非常にありがたいと、会計システム屋さんとしては、当然そう考えるところでございます。

今日のお題ですが、企業の会計業務におけるデータ流通の促進といったところで、実はもう、そういう仕組みは既にできています。銀行明細とか、クレジットカードとかレシート等の取引データを会計システムに自動仕訳して取り込む仕組みはあるのです。弊社でも提供しています。

弊社の会計ソフト利用者で、保守料を頂いているお客様であれば、ほぼ追加コストなく、使えてしまっているのに、非常にお得だなと思っているのですけれども、でも実態はなかなか使われていないといったところがございます。

その理由は何だろうと、ハードルは何だろうということを考えると、今まで仕訳は手入力していたから、従来の方でも対応できてしまうという、我々にとってありがたいのだから、ありがたくないのか、ちょっとよく分かりませんが、従来のやり方のままでいいのですといったお客様のマインドもありますし、これはもう明らかな誤解なのですけれども、手間やコストがかかってしまうのではないかという先入観もあるのではないかと思います。これは弊社の伝え方がちょっと足りていないところもあるのかなと反省しています。そういった先入観については何とか解消していきたい、誤解を解いていきたいと思っていますところでは。

あと、連携未対応サービスの存在といったところ、これはありていに言えば、先ほど全国商工会連合会の方もおっしゃっていた、つながるサービスと、そうではないサービスというのがありますといったところで、交通系ICカードのモバイル何とかはできるけれども、何とかペイはできないみたいなことが現実としてあります。

そういったところで、これではちょっと使うことができないねという感想を持つお客様がいるといった認識はしておるところです。

こういった課題がございまして、やはり我々は、ベンダーの立場としては、そういった自動化をすることによってメリットがあるのですよといったことは、引き続きお伝えしていきたいなと思っていますところでは。

こういったお客様にとって、あまり魅力的ではない会計処理をする時間を捻出するというのではなくて、だったら、その時間をお客様が本来やりたい営業活動に充ててくださいとか、何かもうちょっとお金が取れるような活動により時間を振り向けてくださいということを、積極的にアピールしていきたいと思っていますところでは。

あとは、我々としては、誤解を解いてということもそうですけれども、連携を済んでいるサービス、こちらを徐々に増やしていくということはしていきたいなと思っていますところでは。

もう一つ、やはりクレカとか、あと電子マネー、何とかペイ、こちらの連携に関しましては、ユーザーニーズ自体は徐々に高まってきていると感じています。銀行とのAPI連携、こちらは一定のめどがついたということもあって、これは同様にクレカとかはできません

かといったお客様の御要望は、やはりございます。私どももお客様からよく聞かれるところで、「銀行は連携できるのに、なんで何々ペイはつながらないの？」みたいなことを言われて、本当に困ってしまうのです。「ちょっといろいろありまして・・・」といった、中途半端な回答しかできず困っているのです。こちらは徐々に進めていきたいなと思っているところですが、こちらに関しては、様々課題はあると考えています。API接続であれば、実際それを可能にするシステムを構築する必要があります。では、そのコストはどうするのだという話は当然ありますし、今までのスクレイピングのようにカード会社等のあずかり知らないところで勝手につながるわけにはいかないので、きちんと契約を結んでという話も出てくると考えているところです。

これは、とにかくやっつけてしまえというだけの話ではなくて、並行して課題も同時に検討・解決しながら進めていく必要があると考えています。

あと、クレジットカードのAPIに関しましては、以前こういったことを検討した経緯はあるのですね。こちらは、キャッシュレス推進協議会のサイトにもガイドライン等が掲載されているのですけれども、こういった先行資料が既にありますので、ゼロから議論するというよりは、こういったものをベースに、もう一度議論ができればということを考えております。

私としては、以上です。

○菅原座長 ありがとうございます。

続きまして、会計業務における決済データを活用した業務効率化につきまして、千葉商科大学教授の中村様より御説明を頂きます。恐縮ですが、3分程度で御説明をお願いします。

○千葉商科大学／中村公認会計士事務所・税理士法人舞（中村教授／所長） 中村でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、先ほどと同じく、資料2、今度は4のスライドからお話をさせていただきたいと思います。

まず、決済データの会計ソフトなどへの取り込みと、メリットになります。

大企業では、銀行データやクレジットカード、コンビニ情報などをデータとして購入して、債権消し込みや、会計情報への取り込みなど、これはもう以前から既に行っておりますが、中小企業では、やはり費用面ということで難しい状況となっております。

これがインターネットバンキングの利用によって、安価で実施することができるようになり、特にAPI連携は、CSVで取り込むよりも容易になるということがありますので、こういう点からも普及することが、望ましいと考えております。

会計ソフトで考えますと、小規模企業では、社長の配偶者など、親族が経理を担当することが現状として多いのですけれども、経理に詳しくない方が多く、①にありますように、入力時間の削減、②のように、入力情報の正確性、これはやはりメリットとして大きいですし、③のように、早く作成されるということは、会計情報を経営判断に早く利

用できると考えております。

また、この際に、規模が大きくなるほど早く、また、できるだけ製品グループ別やセグメント情報のような細かい情報を入手して、次の手を打つための情報がほしいと、こういうものを要望するという傾向が強いと感じております。

それだけに、④に記載のように、できるだけ決済情報がデジタル化され、さらに標準化された形で入手できることが望ましいと考えております。

特に将来的には電子レシートも取り込めると、大部分がデジタル化できると期待しております。

ただし、コストという点から、やはり利用がわずかな場合は、現状維持というのが一部残ると思いますので、企業において必ずしも100%にはならないと考えております。

続いて5番目のスライドになります。

会計情報における決済データを活用した業務効率化となります。

利用企業は便利と感じておりまして、私が関係している範囲では利用をやめたケースはございません。

また、クラウド会計などの設定で、例えば、この口座引き落としは、A部門やB製品に関する賃借料というような費用設定、こういうことも設定できますので、このようにしておきますと、セグメント情報を含めて自動で会計情報が作成できますので、タイムリーで正確という点に加えまして、経営により有用な情報が効率的に作成できるのではないかと考えております。

最近よく経理担当者や税理士、公認会計士で、仕事がなくなると不安を感じるという、こういう話を聞くことがありますが、やはり経営者は会計情報を経営のために使いたいということがありますので、関係している人たちも作成から活用へと意識を変える必要があるのではないかと考えております。

個人的には、会計ソフトの標準機能で、例えば損益分岐点分析やキャッシュフロー分析、こういうものが自動で作成できるようになっておりますので、このような管理機能を活用して、経理担当者は、経営者に会計情報を武器にするための参謀としての役割を担ってほしいと感じております。

また、経営者も、是非、会計情報を経営の武器にしてほしいと考えております。

また、税理士、会計士もアドバイスも重要ですが、AIが誤った処理をして、税務申告が誤った場合に、これは当然許されませんので、正しい会計情報という信頼性の観点からも大きな役割があると考えております。

続いて6番目のスライドですが、先ほど弥生株式会社の岡部様がお話しされましたので、詳細は割愛いたしますけれども、やはり義務化されるインボイス制度において、電子インボイスを活用して、少なくともバックオフィス業務を中心として自動化が進むことが重要と考えております。

最後に7のスライドということになりますが、こちらは、学会で発表した資料ではござ

いますが、進んでいる会計事務所で手での仕訳入力ほとんどない事例を載せてございます。

これが、API連携がより進むことになると、こういう状況が一般的になるのではないかと期待しております。

私からの説明は、以上となります。どうもありがとうございました。

○菅原座長 ありがとうございました。

続きまして、経済産業省の岩城審議官より、あらかじめ提示した論点について、5分程度で御説明をお願いします。

○経済産業省（岩城審議官） 今、御紹介いただきました経済産業省の岩城でございます。

それでは、今、御提示させていただきます論点1に対する回答に基づきまして、手短かに御説明させていただきます。

最初に論点1でございますけれども、クレジットカードのAPI連携についてということでございます。

回答にありますように、クレジットカード会社とFinTech企業等のAPI連携によりまして、今までになかったような新しいサービスの創出でありますとか、決済サービスの利便性の向上も期待されます。これが、まず基本認識でございます。

他方、2段目の段落になりますけれども、このクレジットカードの発行でございますとか、アクワイアラ、決済代行の業務につきましては、今、銀行では進んでいるということでもございましたけれども、銀行が営みます、免許による独占業務とは異なります、このクレジットカード等の業務は。それで、同業の競争相手を含みます、第三者への決済データの共有につきましては、基本的には、API連携により決済データの提供を受ける事業者との交渉の問題であると考えております。

手法として、法律によりまして義務づけるということは、この自由競争におきまして、ちょっと疑義があり、適当ではないのではないかと考えております。

また、仮に法的義務を課した場合には、銀行と同様に、電子決済等代行業者に相当するものに対しましても、登録義務を課すということが必要になってくるのではないかと思います。

銀行への法的な措置が行われたときのことを踏まえまして、経済産業省におきましても、産構審において、API連携についてどうしていくかという議論を行っております。

その際にも、そのポイントは、次のページの※印のところに出ておりますけれども、やはりイノベーションの創出という観点からは、法律改正ではなくて、ガイドラインの作成が望ましいのではないかと結論が出されております。

これを踏まえまして、経済産業省におきましては、2018年の4月にクレジットカードデータ利用に係るAPIガイドラインというものを策定いたしまして、キャッシュレス推進協議会による検討を継続して実施しているところでございます。

経産省といたしましては、クレジットカード会社とFinTech企業と双方にとって有益な

API連携が進むよう、引き続き、キャッシュレス推進協議会と連携しまして、このガイドラインの改定とか、様々な手法について検討してまいりたいと考えております。

先ほど、弥生株式会社の岡部様よりお話のありました、キャッシュレス推進協議会でガイドライン等を整備しております。ここで、いろいろな関係者の方々が集まって、いろいろ議論が進んでいると理解しておりますので、こういったところの議論が深化しているということは大事なのではないかと考えております。

続きまして、論点2の方に行かせていただきます。

論点2の方では、コスト負担についてということでございます。

まず、コスト負担につきましては、やはりAPI連携を行いますクレジットカード会社とFinTech企業の双方にとってメリットがあるということが重要であると考えております。

今、先に進んでおります金融機関とFinTech企業の先行事例も参考にしながら、また、FinTechサービスの利用者が負担し得る金額についても考慮の上、クレジットカード会社とFinTech企業間で協議して決定することが望ましいのではないかと考えております。

論点として提示されております、公正取引委員会の報告書の部分につきましても、この報告書の中で、API接続につきましては、このAPI接続が銀行と電子決済等代行業者双方にメリットをもたらすものであるという認識に基づき、両者が交渉を重ねることによって、相互のコスト構造について理解が進んで、接続料の相場感というものが醸成されるようになりつつあるとされていると考えております。

クレジットカードにつきましても、同様に、クレジットカード会社とFinTech企業が交渉を重ねていただきまして、相互のコスト構造についての理解が進んで、そして、接続料の相場感というものが醸成されていくのではないかと考えております。

以上でございます。

○菅原座長 ありがとうございます。

続きまして、金融庁の柳瀬参事官より、御説明を頂きます。恐れ入りますが、時間が限られておりますので、5分程度で要点を絞った御説明をお願いします。

○金融庁（柳瀬参事官） 金融庁の柳瀬でございます。

我々金融庁といたしましては、今回、お話を頂いている中でございますと、いわゆる〇〇ペイと言われるものについて、資金移動業の枠組み及び前払式支払手段の枠組みで行っている業者についてということになるかと思えます。

我々の方から、回答1にございますが、基本は、先ほど経済産業省さんの方からお話しいただいた話と、かなり重なりますので、簡潔に御説明申し上げます。

そもそも2018年の改正銀行法で、電子決済等代行業という枠組みを設けました。これは、利用者保護を図りつつ、FinTech企業と金融機関の連携・協働によるイノベーションを推進するため、オープンAPIの制度的枠組みを整備したということでございますが、その際、決済サービスの根幹を担っている預金取扱金融機関について、利用者保護という観点、及びFinTechの観点から極めて重要であろうということでございまして、そういうところのAPI

あるいはスクレイピングに情報を共有するような業者について、我々の監督下に登録という形で置くとともに、銀行をはじめとした預金取扱金融機関についてAPIの努力義務を課したという形になってございます。

その際の我々の議論においては、資金移動業者等については、銀行に比して小規模の事業者があり、また、取引も少額であり決済システムに与える影響が銀行に比べて限定的であったことから、この制度の枠組みからは外したという経緯もございます。

今後、キャッシュレス化の進展する中において、資金移動業者あるいは前払式支払手段発行者の果たす役割というのはさらに拡大していきましようし、そういう中で、銀行等と同様に重要な役割を果たすようになってくるということも、十分考えられるかと思えます。

そのような際に、先ほどいろいろ御議論がございましたけれども、こういう業者においてもAPIできちんと接続して情報が取れるような環境を整備していくことが重要であると我々も考えておりますので、関係する事業者も含めて、どのような手段でやっていくのか、先ほど経産省さんからもお話がございましたけれども、まずは、業者さんにおける自主的な努力あるいはコスト負担的なもの、そのような対応も含めて考えていくということかなと考えてございます。

続きまして、論点2について、こちらについても、先ほどの経産省さんからのお答えと、ほとんど重なるところでございます。

1点、気をつけなければいけないのは、回答の2つ目の○の方にございますけれども、資金移動業者が保有する取引情報等は、顧客管理コストというものをある程度負担して整備されていच्छるといこととでございますので、このAPIの負担の在り方においては、顧客管理コストをどのように分担するのかという点も考慮して考える必要があるのかなと。

そういう中において、何か、接続される側とする側両方にとってウイン・ウインとなるような、そういうプライシングというものを見つけていただくということが重要なのかなと考えております。

金融庁からの御説明は、一旦、以上でございます。ありがとうございます。

○菅原座長 ありがとうございます。

ただいまの説明につきまして、御意見、御質問がある方は、挙手をお願いします。若干時間が押しておりますので、簡潔に御質問、御回答を頂き、追加等がある場合には、後ほど書面で提出するという形を取らせていただきます。

まずは、岩下委員、よろしく申し上げます。

○岩下委員 すみません、手短に、経産省さんに質問があります。

実は、先ほど御紹介いただいた経産省さんの産業構造審議会のもとにおける割賦販売小委員会、私はこちらの委員を務めておりますので、そちらの報告書の引用の仕方について、若干コメントを申し上げます。

と申しますのは、2017年の報告書を引用されました。実は、私はその後に委員になりましたので、2017年報告書には参加しておりませんが、私からはっきり申し上げて、かなり

競争制限的な、業界より報告書であったと思います。

その後、メンバーが大きく入れ替わりまして、2019年に割賦販売小委員会の審議が行われて、2019年の12月20日に報告書が提案されました。

その報告書の中においては、同じようにAPI部分について、クレジットカード会社に積極的なオープンAPI戦略を後押しする、一層API改革を進めるためにどのような法則が考えられるか検討を行うことが必要であると明記してございます。審議会の報告書も古いものよりも新しいものの方が有効なはずですので、古い報告書を持ち出して、そのようなことはガイドラインでやるべきだと、先ほどおっしゃったのですけれども、その後の新しい報告書では、そのようなことは書いておりませんで、より積極的にやるべきだということを私も参加した審議会で決定をしております。

にもかかわらず、今回このような古いものを打ち出して、そこはそうすべきでないとおっしゃったというのは、ちょっと持ち出し方に問題があるのではないかと思います。少なくとも現時点では、銀行がここまでやっているわけですから、クレジットカード会社や、その他の〇〇ペイについても、必然的にそういうことを行うというのは、顧客の個人が取引を行った個人の情報を自らが利用したいという、そういうニーズを有効に活用させるためには、そこはコストも含めて、できる限りユーザーに寄り添った形にするというのが、デジタル化を推進するとおっしゃっている経済産業省さんの立場と整合的なのではないかと思いますので、コメントをさせていただきました。

以上です。

○菅原座長 ありがとうございます。

それでは、村上専門委員、落合専門委員の御質問を頂いてから御回答を頂きます。

村上専門委員、お願いします。

○村上専門委員 村上です。ありがとうございます。

経産省と金融庁に1つずつ質問します。

まず、経産省に、今、岩下委員からも御指摘がありましたが、2018年4月にガイドラインを作ってから3年半経っていますので、その間、API連携はどのぐらい進んだのか、また今後の見通しはどうかをお聞きしたいと思います。

それと金融庁に、資料7の論点2で、費用負担の話と、顧客情報に関しては資金移動事業者が整備したものだという説明がありましたが、GDPRの考え方に基づくと、顧客に関する情報は顧客のものであり、顧客が入手して、自分が使うサービスなどに活用することは、顧客の権利だと考えることができます。この点に関して金融庁の見解を教えてくださいと思います。

以上です。

○菅原座長 ありがとうございます。

それでは、落合専門委員、お願いします。

○落合専門委員 ありがとうございます。

私の方からは、まず、共通して1つの質問というところで、先ほど村上専門委員の方からもありましたけれども、自己情報のコントロールがかかる部分について、個人情報保護法の令和2年改正でも、開示請求権のデジタル化といったようなことがなされておりました、国内の状況の中でも、非常にGDPRと充分性認定を得ているということもあって、少なくとも対外的には同じような法規範を持っているという、こういう整理をできるように、政府全体として整理を進めているところだと思っております。

そういった意味では、もともと銀行法ですとか、割賦販売法を議論していただいていた時より、さらに進んでいるとは思いますが、もちろん方法については費用等々の面があると思っておりますので、API連携もしくはスクレイピング等の手法もあると思っておりますけれども、そういった方法をできるような形にしていく。コストを、どうしてもAPIの方が、整備ができるということであれば、スクレイピングを、例えば一定の範囲で許容するとか、そういうのをできるようにしていくと、こういうことを明確にしていくということもあると思っておりますので、こういったことも含めて、現状をどう分析されているのかということをお伺いできればと思っております。

金融庁さんの方に追加して伺いたいこととしては、御回答いただいた中で、キャッシュレスの進展に伴って、資金移動業者や前払式支払手段の役割がさらに重要な役割を果たすようになった場合にはと、こういう部分の御回答があったように思っております。

政府全体でキャッシュレスの目標を立てて、その中でクレジットカードとともに、前払式で資金移動業の利用の増加というのも非常に重要な部分を占めているようになると思っております、その中でどういうタイミングになると、重要になったとお考えになるかということと、さらに一律に、全体の事業者に進捗をとすることは、必ずしも必要がないのではないかと思っております、というのは、もともと銀行法においても、結果的には、銀行の中の130行以上ぐらいですかね、それくらいがAPIを提供することになっていましたけれども、もともとの政府の閣議決定の中では3年80行ということで、ある程度小さいところは金融機関の中で抜いているというようなことがありましたので、そういった意味では、主要な事業者を中心にといったやり方は過去の前例もあるところだと思っておりますので、そういった点も踏まえて御検討いただけるといいのではないかと思っております。

私のコメントは、以上です。

○菅原座長 ありがとうございます。

それでは、経産省の岩城審議官からお願いします。

○経済産業省（岩城審議官） 経産省の岩城でございます。

まず、岩下委員からの御指摘でございます。ありがとうございます。いろいろ検討会にも参加していただきまして、ありがとうございます。

私の説明が行き届かなかったところがあるかと思っておりますので、ちょっと誤解が生じたかなと思っております。

私、冒頭にも申し上げましたけれども、経産省の立場といたしましては、こういったデ

ータを開放して、イノベーションを進めて、新たなサービスをどんどん進めていくというのが、基本的な立場でございます。これは、進めていきたいと強く思っております。

今回の問いかけが、ここに法的義務を課すべきではないかと、そういう問いかけでございましたので、法的な義務というのは、手法としてはいかなものかなということで御回答を差し上げたということでございます。

岩下委員のおっしゃるとおり、この分野は、いろいろなサービスを革新していくものだと考えておりますので、是非進めていきたいと思っておりますけれども、あくまでも、これはビジネスベースで、是非進めて、後押しができればと、そういうスタンスでございます。

もう一つ、村上専門委員からも御指摘がございました、どれぐらい進んでいるのかということで、我々も悉皆ではございませんけれども、少し今回を踏まえまして、お聞きしましたところ、大手でも幾つか進んでいるとも聞いておりますので、全く進んでいないという認識ではございませんけれども、これが、先ほども申し上げましたように、民間でFinTech企業さんも入ったキャッシュレス推進協議会というところで議論が進められておりますので、こういったところでどんどん進んでいきたいと、我々も協力をしていきたいと思っております。

私の方からは、とりあえず、以上でございます。

○菅原座長 ありがとうございます。

それでは、金融庁の方からお願いします。

○金融庁（柳瀬参事官） 金融庁の柳瀬でございます。御指摘ありがとうございます。

まず、1点目、これは落合専門委員の方からの御指摘ですけれども、今後、キャッシュレス化の進展に伴いと申し上げたことについて、どの程度進展したかというお尋ねでございます。

これは、我々のデータでは、ややバックワードルッキングが指標になっておりますけれども、現時点においては、例えば、資金移動業者の資金決済額は銀行の100分の1以下である、そういう状況にはなっております。

ただ、こういうものは、ボリュームだけの問題ではございませんので、一般的にどれくらい活用されているのか、皆様の日常あるいは中小企業さんの取引においてもどれくらい活用されてくるのか、というのを見ながらやっていくのだろうと思っております。現時点でどの程度というのはなかなか申し上げにくいのですが、我々としても、同行を踏まえて、どういうことが考えられるかというのを考えていきたいと思っております。

すみません、戻りまして、村上専門委員からの御指摘のGDPRと接続費用負担の問題でございます。この点、我々としても非常に悩ましい問題かなと思っております。

一方、私あるいは当組織の理解が間違っていたら御指摘いただきたいのですが、GDPRのように、自由に商用で情報の利用ができるというところまで我が国の現行法制では求められていないのではないかとというのが我々の認識ではございます。ただ、原則から申し上げますと、当然、もともと個人から出た情報なので、それに対する個人のアクセスというの

は可能であるというのにはありますが、それを可能な形でのアベイラビリティを確保するときのコスト分担をどう考えるべきかについては、銀行さんとフィンテック業者さんとの関係のときにもありましたけれども、そこは悩ましい問題かなと考えているところがございます。

あと、一律に課すべきかどうか、そうではないかについてなのですが、もちろん考え方としては、例えば、資金移動業者さん、あるいはそういった業者さんの大きいところだけという形で線引きするというのは、方法論としてはあるかと思えます。

ただ、先ほど申し上げましたように、それはハードローの方でやろうとすると、どのようにやっていくのかというのは、必ずしも簡単ではないかもしれないというのはあります。そういうことを考えることに当たって、ソフトロー的なやりの方がフレキシビリティを確保できる部分があるのではないかと思います。

その辺りも含めて、我々としても、今後、そういった資金移動業や、〇〇ペイみたいなものが、ますます広まっていくことをよく見ながら検討していかなければいけないのではないかと考えております。

最後に、これも落合専門委員からで、スクレイピングの話がございました。この点、我々、前回の制度改正の際、スクレイピングというのは、電子決済等代行業者にユーザーのパスワードが保管されるので、あまり望ましくないであろうということで、基本的にはスクレイピングからAPIにもっていくという観点で法律をつくらせていただきました。

その後の技術の進展によっては、スクレイピングみたいなものでも十分なセキュリティが確保されるのではないかと、みたいな話も出てくるかと思えますし、その辺りの技術について、我々としてどちらをフェイバーするという話でもないのかなと思っておりますけれども、もともとはそういうことでやっていたということだけ御紹介させていただきます。

私からは、以上とさせていただきます。

○菅原座長 ありがとうございます。

それでは、小林副大臣、お願いします。

○小林副大臣 ソフトローでどうですか、といった話があるのですが、みんなやりたいというインセンティブがある中で、何かしらのソフトローがないとうまくいかないということだとすると、ソフトローは、合うとは思うのですが、経済的なインセンティブが働きづらい中で今の問題が起こっている。そうすると、ソフトローでは解決できないから今まで動かなかったのですね、ということなのではないでしょうか。

この件で、どういう認識をされているのかというのが1点です。

また、そもそも、だから金融の皆様には、法律で義務化をしてAPI開放もしてらったわけですから、なぜ今回の人たちはやらなくていいのか、という点がよく分からないのです。やれるのなら、何年までにやれるのかというのを教えていただけないでしょうか。それを示せないのでしたら、私はハードローでやるべきだと思っておりますが、いかがでしょうか。

○菅原座長 では、金融庁の方、お願いします。

○金融庁（柳瀬参事官） 小林副大臣、ありがとうございます。

先ほど御説明しましたけれども、銀行法改正に当たっては、預金というものの安全性の確保と、FinTechといいますか、今の電子決済等代行業の発展というもののバランスをどう取るかという考え方で、ああいう法律をつくったところでございます。

その時点においては、今からもう4年近く前のことでございますので、まだ資金移動業みたいなものもそれほど大きく広がっているという状況ではなかったもので、その段階では外していたということでございます。

ですので、今、お話を頂いた議論で考えますと、いわゆるAPI開放だけではなくて、スクレイピングが事実上いろいろと行われることに伴って、利用者の安全性を確保するというのが、当時の立法の大きな目的の1つでありましたので、そのバランスというものが、本件についても重要になってくるかなと思います。

ただ、これも繰り返しになりますが、ソフトローという形でうまくいかない、API開放という話だけではなくて、利用者の観点からいろいろ問題が出てきて、やはりハードローというものが必要になってくるかなということになってくれば、そういうものも検討するということになっているのかなと思っております。

○小林副大臣 おそらく、だから金融庁さんはハードローでいい、と思っているのではないかと、思うのですが、経産省さんがソフトローと言っているのです。経産省さんは、なぜなのか、変ではないでしょうか、という質問です。

○菅原座長 経産省から、お願いします。

○経済産業省（岩城審議官） 経産省でございます。

先ほど申し上げましたとおり、今、徐々にですけれども進み始めておりますし、正に民間の方で取組が、いろいろ議論も進められておりますので、まずはそこからではないかなという認識でございます。

○小林副大臣 いつまでに広がるのでしょうか。我が国、我々はそんなに遅くまで待ってられません。あと3年で広げられる、あるいは5年で広げられる、というのでしたら、お約束をいただいて待ちますし、それができないのでしたら、ハードローがいいのではないのでしょうか、という質問をしています。

○経済産業省（岩城審議官） そこは、まだ、もちろん民間の取組でございますので、私どもも、まだ数字で申し上げるわけにはいきませんが、それができるだけ進むように、我々も後押しをしてきたいと、今は、これぐらいしかお答えできませんけれども、そういうことでございます。

○小林副大臣 そうすると、駄目だと思うのです。別に経産省でも、計画は出せるわけですから、業界団体として、何年までに何パーセント普及させるなど、そういうのができるはずなのに、それをやっていらっやらないのではないのでしょうか。

○経済産業省（岩城審議官） そういう数字的なものはございませんけれども、正に、このキャッシュレス推進協議会での議論が進んでいるとき、我々ももう少し、もちろん関与

しなければいけないかもしれませんが、もう少し我々も状況を聞きまして、どういう方法が一番いいのかというのを少し考えたいと思います。

○小林副大臣 菅原座長、申し訳ありませんが、私は、これではもう駄目だと思います。ハードローでないと進まないのだと思いました。

以上です。

○菅原座長 スピード感を持って進めるということがとても重要なので、政府内できちんと調整いただきたいと思います。

それでは、住田専門委員、落合専門委員、お願いします。

○住田専門委員 ありがとうございます。

私も副大臣がおっしゃっていたところにほぼ近いところなのですが、経済産業省さんは進めたいと言いながら、今、実際に動いていないというところがあったというところなので、私もしっかり数値目標とかを立てて、どの時点で駄目だったら、法制化しますみたいなスケジュールをちゃんと持っていたきたいというのが1点あります。

もう一点に関しては、今、どういう工夫をされているから、この期間待てるということなのかというところを教えていただきたいと思いますと思ひまして、それがなければ、今後どういう工夫をされていくのかというのは、後日でもいいので提出いただきたいと思います。

以上です。

○菅原座長 それでは、落合専門委員、簡潔にお願いします。

○落合専門委員 実は基本的に、先ほどちょっと御質問した中で、経産省、金融庁の両方に、最近、個人情報保護法の改正などもあって、自己情報の開示については、より求められる流れになっているのですけれども、どうお考えですかという質問があったので、それにお答えいただきたいと思いますというところです。

あと、1点だけ付け加えますと、金融庁がおっしゃっていただいた、スクレイピングよりAPIに移行した方がいいと、一般論としてはそうだと思うのですが、コストの問題があってできないというときに、クレジットカードの業界だと、現実的にはスクレイピングで耐え忍んでいると、保険とか証券でも同じようなことが起こっていたりするので、どうしてもそっちに行かないときは、それでやらざるを得ないという現実もあったりするので、APIに移行してみんな使えるのであれば、コストもクリアして、それが一番いいというのは間違いないと、こういうことだと思っています。

以上です。

○菅原座長 ありがとうございます。

それでは、簡潔にお答えいただきたいと思います。

まず、金融庁、その後で経産省から質問の回答をお願いします。

○金融庁（柳瀬参事官） 金融庁でございます。ありがとうございます。

申し訳ございません、先ほどお答えしたつもりだったのですが、明確でなくて。

これは、我々の個人情報保護法の理解が間違っていれば、また、教えていただければと思うのですが、利用者側からの開示請求があった場合に、当然それに業者さんは応じないといけないと。ただ、今回いただいている論点2みたいに、商用が可能な形で情報を提供するときのプライシングをどうするのかというのは、ちょっと悩ましい問題なのかなと考えているところでございます。

○菅原座長 経産省さん、お願いします。

○経済産業省（岩城審議官） まず、住田専門委員からのお話でございますけれども、私ども、もう少し、今、検討を実際に進めておりますキャッシュレス推進協議会から詳しい話を聞きましてから、ちょっと考えたいと思っております。

それから、落合専門委員からのお話でございますが、これは、すみません、後日ということにさせていただきます。よろしくをお願いします。

○住田専門委員 現時点では、経産省さんの方では動いていないということなのですか。

○経済産業省（岩城審議官） いやいや、基本的には、検討の主体を、まさに民間でやった方がいいということなので、そういう考えに基づいてお願いしておりますので、ちょっと話をよく聞かないといけないと思っております。

○菅原座長 それでは、御回答いただけなかったところは、一度整理して、後日速やかに事務局に回答を出してください。

お時間ですので、ここまでとさせていただきますが、委員、専門委員の皆様におかれましては、まだ質問・意見があると思しますので、是非事務局の方にお寄せいただき、事務局を通じて、関係省庁に書面で照会させていただきたいと思います。

それでは、経産省、金融庁の皆様におかれましては、本日の意見を十分に踏まえて、クレジットカード、電子マネー、QRコード決済等について、大手事業者に対する努力義務を課すことも含めて、API連携の促進に向けた検討を、スピード感を持ってできるように、しっかり連携して進めていただきたいと思います。

また、事務局におきましても、しっかりとフォローアップをお願いします。

それでは、経済産業省、金融庁、弥生株式会社、中村教授、全国商工会連合会の皆様に関しては、本日はお忙しい中、ありがとうございました。「退室ボタン」より、御退室ください。

（経済産業省、金融庁、弥生株式会社、中村教授、全国商工会連合会 退室）

○菅原座長 よろしいでしょうか。

それでは、時間が超過してしまいましたが、あと10分ほど、お時間を頂ければと思います。議事3として「地方公共団体と事業者間の手続のデジタル化に関わる取組について」に移ります。

事務局の方から御説明を頂ければと思います。

○大野参事官 事務局でございます。

地方公共団体と事業者の手続のデジタル化につきましては、デジタルガバメントワーキ

ング・グループ以来の取組でございます。

事業者にとって、団体ごとに様式がばらばらで困っているという話、さらに、住民向けと比べますと、手続件数が少ないということもありまして、デジタル化が遅れているということがあります。

そういった中で、国が音頭を取る、システムを整備し、提供することでデジタル化を進めてはどうかということを提唱したものでございます。もちろん、国によるシステム整備ありきではありませんが、そうしたことも検討いただいた上で事業者の手続のデジタル化を進めていこうとする取組を進めています。昨年の答申を踏まえて開始した取組について、本年の答申を踏まえてその横展開を図っているところであり、今般、各府省からの回答を取りまとめてございます。

事業者から地方公共団体への手続で年間1万件以上のものは、全体で236手続ございました。そのうちの大体100手続につきましては、年間10万件以上の手続ということで、オンライン利用率向上の取組が進められています。それ以外の135手続のうち、46手続については、国がシステムを整備してデジタル化を進める方針となっております。

それから、dのところについては、それ以外の方法でデジタル化を進めるということでもございまして、電子メールによるオンライン化、それから、民間事業者がそれぞれ競争しながら電子化を進めているといったところがございます。

それから、76手続については、現時点では、方針が決まっていないという状況でございますが、総務省関係、地方税関係の税調で議論すべきもの、厚労省関係につきましては、e-Govの機能などにつきまして、デジタル庁と相談をするというものもございまして、環境省、経産省関係につきましては、現状では、まだ、実態もよく分からないという状況ですので、調査した上でデジタル化の方針について検討するという回答でしたが、基本的には国が旗を振ってデジタル化を進めるという方針は、示されていると考えています。

内容の精査につきましては、まだ、完全に終わっていないということがございますけれども、こういった情報を公開して、さらに委員等の意見を伺いながら引き続き、取組を進めていきたいと考えているところでございます。

私からは、以上でございます。

○菅原座長 ありがとうございます。

もし、皆様がよろしければ、基本的には質問は後ほど事務局に提出していただくこととして、この場で共有しながら質問をしておきたいということがありましたら、挙手をいただけますでしょうか。

大丈夫ですか。御協力ありがとうございます。

多くの事業者が、デジタル化されておらず、自治体ごとに、ばらばらの手続に大変不便を強いられているところでは、各手続の所管省庁には、1つには、オンライン化の時期を示していただいている手続については、可能な限り時期の前倒しをしていただくということと、もう一つ、現時点では具体的な方針を定めることができていない手続については、

速やかに検討を行い、オンライン化に向けた具体的道筋を示していただくよう、具体的に示していただくようにしていきたいと思っております。

事務局においては、大変恐縮ですが、後日、委員・専門委員の皆様から意見を頂いた上で、各省に必要な取組・対応を求めて、適宜、引き続きフォローアップをしていただければと思います。

それでは、本日の議題は以上です。今後の日程につきましては、追って事務局から御案内させていただきます。

それでは、これにて会議を終了させていただきます。進行に御協力いただきまして、どうもありがとうございました。「退出する」ボタンで御退室ください。